

＜介護保険サービスにかかる事故報告について＞

1. 事故報告について

介護保険のサービスの提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないことを基準条例で定めており、当該被保険者のご家族及び担当する居宅介護支援事業者等への連絡と同時に、保険者へ報告が必要です。亘理町では、基本的に宮城県が定める事故報告基準を基本としています

2. 報告を要する事故について

(1) サービスの提供による利用者のけがや死亡等

けが等とは、転倒・転落・体位交換、交通事故等に伴う骨折や裂傷、打撲、火傷、誤嚥、異食、誤薬等をいいます。基本的には医療機関の受診をした場合を言いますが、施設内にて同程度の治療を施した場合も報告対象となります。なお、これ以外でも家族等に連絡の必要があると判断するものは、町へも報告してください。原因が明確ではない事故や、事業者側の責任や過失の有無は問わず報告の対象となります。

(2) 感染症、食中毒及び結核

法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由事故。感染症等については町ホームページの「感染症等発生報告書様式」にてご報告願います。

(3) 従業員の法令等違反、不祥事等

従業員の法令違反とは、虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等が含まれます。

(4) その他、管理者が報告の必要を認めた場合

離設、溺水等の事故や、受傷・過失の有無等に関わらず苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案等。

3. 報告方法について

(1) 電話による第一報

事故等が発生した場合、事故発生当日、又は翌日等の事故処理の区切りがついた早い段階で、事故発生・発見日時、利用者の氏名・年齢、受傷の程度・部位、家族やケアマネージャーへの報告状況等の事故の概要を電話にてご報告願います。利用者及び家族等との信頼関係を損なわないためにも報告は速やかに行ってください。

(2) 事故報告書の提出

事故原因の分析、再発防止策の検討等を行い、事故報告書の提出をお願いします。町ホームページに参考様式を掲載していますが、記載内容が具備されていれば事業所で使用している様式でも構いません。

事故報告書については ①被保険者の属する保険者 ②死亡事故の場合は仙台保健福祉事務所にも併せてご報告願います。